

法第 34 条第 7 号に係る基準

本号に該当するものは、既存工場と密接な関連を有するものが同時に市街化調整区域に立地することが事業活動の効率化を図るために必要であると認められるものに限られる。

ただし、質的改善が図られる場合のみならず事業の量的拡大のみが図られる場合についても許可対象とすることができるが、次の要件のいずれにも該当するものに限られる。

イ．事業拡大として新設する工場は既存工場に隣接又は近接する土地とすること。

ロ．拡張する敷地は既存敷地と同面積以下とすること。